

消費者トラブル情報

SNSで著名人を騙る投資の勧誘に注意

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、SNS上で実在する著名人を騙る人物から届いたメッセージや、著名人の名前や写真が掲載された広告を信じ込んで簡単に儲かると思い、投資のために金銭を支払ったが、騙し取られてしまったという相談が多数寄せられています。

著名人が進める投資なら大丈夫だろうと信じ込ませ、投資の名目で金銭を騙し取るのは詐欺です。安易に信じ込まずに冷静に対応しましょう。

▼事例

・実在する著名人を名乗る人物からSNSのメッセージが届いた。勧められた投資セミナーに参加したところ、先物取引を勧められ数百万円を支払った。その後、利益が出ていると言われ、さらに数千万円を支払ったところ、相手方と一切連絡が取れなくなった。

・著名人の名前と写真が使われたSNSの広告を見て、掲載されていた投資の相談を申し込んだところ、その著名人を名乗る人物からSNSにメッセージが届いた。そこで、勧められるがまま数百万円の暗号資産を購入した。その後、出金を申し出ると、手数料等の名目で次々にお金を

請求され、支払ったが結局出金できなかった。

▼対応

・著名人の名前や写真を無断で使用し、あたかもその著名人が推奨しているかのように見せかける手口に騙されないようにしましょう。

・著名人が勧める投資なら大丈夫だろうと安易に信じ込むのは危険です。SNSのメッセージや広告だけで判断せず、本人の公式SNS等に「なりすまし」に関する情報等が掲載されていないか確認しましょう。

・取引の相手方が金融商品取引業や暗号資産交換業の登録等を受けているか、金融庁のウェブサイト「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」で確認し、未登録なら慎重に判断しましょう。

・不安や疑問に思った場合や、トラブルにあった場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎188」に相談してください。

▼問合せ

県消費生活総合センター
☎052・962・0999、消費者ホットライン ☎(局番なし)188

高齢者の消費者トラブルに注意

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、高齢者が本人や周りの方々が悪徳商法の手口を知り、日頃から高齢者の様子を気にかけて、見守っていただくことが大切です。

高齢者への声掛けのポイント

「お節介」に思われるかもしれないと躊躇することもあります。世間話をしながら何気なく尋ねてみるなど、場面に応じた自然な会話の流れを工夫してみましょう。

本人から相談された際に、問い詰めたり、頭から否定するような口調だと、本人の心を閉ざしてしまいがちです。いったんは受け入れる気持ちを持ってゆつくりと状況を聞きましょう。

▼トラブル事例

☐電話勧誘販売 一方的に商品が届いても受け取らない。

☐メールによる架空請求 身に覚えがない場合、相手には連絡せず様子を見ましょう。

☐点検商法

誰かが訪問してきたらドアを開けずインターホン越しに対応しましょう。訪問販売の場合、フリーング・オフが可能です。

☐還付金詐欺

ATMを操作しても還付金は受け取れません。

※おかしいと感じたら、「すぐ」「きっぱり」と断りましょう。

※一人で判断せずに家族や警察などに相談しましょう。

フリーング・オフ制度とは

フリーング・オフは、いったん契約の申込や契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申込を撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

認知症などの症状がみられる場合は、成年後見制度の利用も考えてみましょう。

▼問合せ

地域包括支援センターあおぞら ☎28・0932

特殊詐欺防止電話機等購入費補助制度の活用を

特殊詐欺被害の8割は、自宅の固定電話にかかってきてから始まっています。迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止するため、特殊詐欺防止電話機等購入費補助制度を活用し、高齢者の被害防止対策を進めてください。

▼要件

年度の末日において65歳以上の方

▼補助金制度

購入額の2分の1(上限4,000円)

▼問合せ

防災安全課防災安全グループ ☎28・0355